

会報ことぶき統合版第16号

佐藤寿三郎議員活動(4期目前半)報告書

【議会選出の監査委員制度について】

(ことぶき月報(No.163) 2012年4月号の掲載)

現下の経済状況や今後の少子高齢時代における地方自治体の財政は益々逼迫することが予想されます。議員も監査委員も要は税金の使い道を監視する役目を市民の皆様から託されております。とりわけ地方主権時代における監査委員の役割は今以上に市民の期待が課せられます。監査委員は名誉職から専門性が要求される役職の転換期にあると感じます。その意味でも、この時期の8年間に亘り市の監査委員であられた今井彰氏の評価は高く評価したいと思います。

監査委員選出方法の課題として、私は議会から選出され監査委員を議員が兼務する規定(地方自治法第196条)は改正されるべきであることを、随分前から主張してきていますが、一向に国は法律改正に動じないのが現実です。

改正の理由は至極簡単で、議員が議会選出の監査委員になることは、同時に自分が議員として関わった予算や決算を賛否として拘っているのに、監査委員に選出されると議員として賛否をしたことに関して、役目とはいえ細部に亘って財務管理や事業の経営管理を調査すなればなりません。この重疊的行為は、監査委員に求められる中立性と公正不偏が厳格に求められる監査委員として果たして適当であるかと言うことです。

このことは厳格に利益相反行為として捉えるべきであり、少なくとも市議会議員は「監査委員を議員が兼務する規定」に疑義を持たねばいけないと警鐘していますが、監査委員を議員のあて職や名誉職と考えている議員も未だにおります。今井前監査委員が講演の中で、「全国の監査委員研修会で佐藤議員が指摘される、議員の監査委員兼任問題が論議され、早晚法律改正があるだろう」と報告されたが、当然の理であると私は考えております。

【四会派による議会報告会開催の意義について】

四会派の合同議会報告会の限界と、議会としての議会報告会の違いは、後者は仮に実現したとしても、本会議場での議決結果を市民に解り易く解説するにと

ども、私見を発言することは許されません。議会で決したことを個人が個々の立場で発言することは構いませんが、「市議会の機関として行う議会報告会」では、このような私的な発言は許されない場であり、決め事に対する一事不再議の法的制限もあると思います。

その点、議員の有志による議会報告会は、議決に至るまでの過程での課題や争点を捉えて、市民の皆さまに分かりやすく私見をアピール出来るところに違いがあります。議員の有志による報告会で常任委員長や特別委員長の職にある者が一切コメントを挟まないのは、背景にこれらの理由があるからとご理解ください。

考え方が異なる四会派が、会派のしがらみを超えて協力して議会報告を行う意義は、偏（ひとえ）に民主主義政治とは多様な意見が先ず存在することを互いに認め合うことに意義があります。更に議論の場が公開とされ、審議過程が可視出来ることが極めて重要であると思います。この審議過程での成り行きを市民の皆様の一考に供することこそが大切であると考えます。

須坂市民の自由と正義が保たれることは、市民益につながるものと確信し、これからも共同開催を推し進めて参ります。国も国の国是がことなる中国、韓国と日本との間で、日中韓自由貿易協定（FTA）締結交渉にむけて動いているではありませんか。「小異を捨てて大同に就く」大らかさが必要ではありませんか。

須坂市の財政課題百年の計を井上忠恵副市長に質す ことぶき月報(No.162) 2012年3月号に掲載

平成24年3月定例会一般質問における北澤雄一議員が三木市長の三期目手始めの「未来志向型積極予算」と「人口増加プロジェクト」について市政を質されました。私は一般質問の関連質問として、「須坂市の財政課題百年の計」を慮り、郷里須坂の将来を展望する視野に立って、井上忠恵副市長に須坂の財政展望を質しました。

佐藤壽三郎議員質問：

須坂市の財政構造上のアキレス腱は、他市と比べて固定資産税の歳入の低さにあると思います。固定資産税が安いということは市民にとって税金が安く済み、住民にとってはメリットかもしれませんが、必ずしも住民にとってこのこと

が全て良いことに通じるとは思えません・・・

須坂市の固定資産税の増収を図るには（固定資産税の値上げは簡単に考えられないことから、地価の高い宅地面積を市内に増やすことが一策。）。日滝原産業団地の売り残っている用地を売ることと、須坂長野東インター周辺を市街化区域に編入することで、はじめて固定資産税の（飛躍的な）増収と安定した税収が図れるものと思います。このことについて副市長は如何お考えか。

井上忠恵副市長答弁：

常に・・・いつも心のどこかに引っかかって重荷になっている課題であります。いずれにしても、須坂市の地の利・地域の地勢学的な優位性。こういうものを全国に向けてピールしていくという姿勢は、ずっとこれからもやっていかなければいけないという事であります。

その中で、これから日本海側との連携、太平洋側との連携、その結束線としての、須坂の地の利、これは非常に須坂の優位性を考える上において、重要なファクターであると考えております。

そういう点でまず日滝原産業団地につきましても、非常に高速交通体系の中で優位性があるので、その辺、それから土地の強度の問題。そういった点でも非常にお勧めできる地域である。そしてまた、その他の子育てインフラの問題だとか文化レベルの高さだとか、こういった事は、須坂の誇れる優位性でございます。

そういったことも含めて、日滝原産業団地については、より積極的にこれから展開をしていかなければならない。

それには、もう少ししっかりあちこち歩いてセールスをするという事が、これからうんと大事であるというふうに思っております。

県と一緒にやっておる訳であるますが、県にだけ任せておいてはなかなか県の方もここだけではありませんので、他も持っておりますので、ここはしっかり考えて行かなければいけない所じゃないかと思って、まずはここの所をしっかり固めないと、農業関係の法令があって、その関係でインター周辺の開発がなかなか思うように私達が計画しても進まないというのがこれが現実の問題であります。

そう言うことで、まずその辺りからしっかりやっていく。そしてインター周辺

についてもこれから開発を考えていく。そういう事が大事ではないかということです。

おっしゃるように、固定資産税というのは大事でありますし、まずそこに働いて下さる従業員の方々を増やすということも大事です。もちろん従業員の方が増えますと、ご家族の方も増えて来ると言うことであります。

大体私の試算では、今現在これは、製造業も農業もそうなんですけど大体1haで、雇用創出力というのは大体70名前後であります。これは大体サービス業、流通業関係も含めて同じ位。ですからどういう業種を誘致するにしても、雇用の創出力というのは、大体そういう感じであります。いずれにしても一刻も早く、いち早くいろいろな企業を誘致してくると言うことが、重要なんじゃないかと思えます。

須坂市が持っているこの地域情報プラットフォームのこの強さ、あるいは文化、芸術のこのすばらしいポテンシャルそれからこの広域的な医療福祉ネットワークが組めるといふ、こういうこの資源の素晴らしさ、そして教育の問題についても高校、それから大学については（須坂には）ありませんけれど、いずれにしても多層的、重層的といふか教育環境のすばらしさ、これも全て地域の皆さん方に支えてもらいながら教育ができるという、こういう素晴らしさ、その辺も強みでございます。

そしてまた、蔵の街並キャンパスを始めとして他の地域の大学に、大学生に来てもらって、ここで大学の授業をやってもらっているという事もこれもこの重層的な教育環境の上においては、非常に重要なことでもあります。

こうしたこの須坂ならではの、須坂にしかないというこういう資源をさらにピーアールする中で、この日滝原産業団地の問題についても或いは、インター周辺の開発についてもこれから更に考えていかなければならないと考えております。以上です。

「須坂市福祉企業センターの運営について」

ことぶき月報(No.161) 2012年2月号掲載

○市が示した廃止理由

1. 須坂市福祉企業センターは初期の目的を終えている。
2. 利用者の減少や高齢化とうによるリスク管理問題も顕著化。

3. 障害者の雇用においては、社会福祉法人等が運営する事業所の代替性に期待できる。
4. 性格困窮者については、ゆめわーく須坂やハローワーク等の機関を利用することによって、雇用機会の創出が可能である。

このことについて、

1. については、

福祉企業センターは決して初期の目的を終えているとは言えない。県下の生活保護受給者の増加を斟酌すれば、寧ろ今まで以上に生活保護に頼らざるをえない市民が増加すると見るべきではないか。

2. については、

利用者の減少は偏にセンターを預かる行政の責任問題でなかろうか。仕事がなかったならば担当職員が市内の企業を巡り、何とか仕事を出してもらい売り込み努力をしたのであろうか。一方、センターの存在を知らない市民に「市には授産施設としてこのような施設がありますよ」と喧伝する労を怠ってはいなかったか。やる気のない準天下りともとれる年金受給までの腰掛ポストが消極的な運用でなかったか。これが将に「高齢化によりリスク管理問題の顕著化」の表現である。必要なのは管理能力ではなく、一人でも社会的弱者を救ってあげる気概であり、この生活困窮者の窮状を如何に救ってあげるかの努力のプロセスが微塵も窺えないことは洵に残念である。福祉企業センター設置場所を勘案するに須坂市の郊外に位置する。高齢者でしかも自動車の免許証を保有していない者が、自宅より歩いて通える福祉企業センターで1日働ける安堵感こそ、そこに授産施設の存在意義があるのではないか。

3. については、

障害者の雇用においては、社会福祉法人等が運営する事業所の代替性に期待できる。このような料簡では福祉事業に携わっている者としての自覚の欠如でしかない。行政が普遍的に守りきらなければならない使命を忘却した三木新市長は行政の蹉跌と言えないか。

4. については、

ゆめわーく須坂やハローワーク等の機関は職場斡旋機関であって、毎日通っても一銭にもならない。高齢になればなるほど中々働く場がない。況してや後期高齢者の範疇に至っては皆無である。私のところに相談にみえる市民も、「あと月3万円あれば・・・」とか「あと5万円あれば・・・」との働き口を求めて訪

ねて来られる高齢者がおられる。福祉企業センターに通えば、時間給であれ能率給であれ、1ヶ月1万円から10万円のばらつきはさて置いても、工賃をうけとることが出来るのである。高齢者にとってこの給金はダイヤモンドや金よりも勝ものではないか。福祉企業センターを神様と思うだろう。私は高齢者や後期高齢者、或いは老いても働きたい人々、「あと月3万あれば・・・」等の人たちのために、須坂市内に数ヶ所福祉企業センターを設けてあげる社会保障体制を構築すべきであると感じています。

私は市福祉企業センターが授産所（じゅさんじょ）であること、授産所とは身体障害者や精神障害者、ならびに家庭の事情で就業や技能取得が困難な人に対し、就労の場や技能取得を手助けする施設。（ウィキペディア百科事典より）であることを再認識し、施設が存続され事業が継続されるよう断固市長に猛省を促しました。このことに市長は呼応され市福祉企業センターの施設の存続の予算措置を行いました。

ところで、今回の福祉企業センター廃止が浮上した背景には、市福祉企業センターに提供されている地元企業の仕事が無いのが実情です。生活困窮者の皆さんがおられることも事実です。仕事のない市民に勤労意欲を活性するためにも、どうか須坂市に内職を提供しても良いとされる経営者の皆さんは、どうか共助の見地から須坂市福祉課（026-245-1400・市役所）若しくは小職宛に仕事の紹介を賜れば幸甚です。是非ご一報を下さいます様にお問い合わせ申し上げます。

【議員研修会での質疑応答】

質問（佐藤壽三郎議員）：地方主権や地域主権時代と言われながら、地方自治の現場における市議会議員としての実感は、遅々として地方自治法が改正されない苛立たしさがあります。全国市議会議長会法制参事として如何ですか。

答弁：執行側（首長）としては、議会側にイニシャチブを渡すことの危惧があるのかもしれませんが、法律改正が進まないこと事実です。同感です。

質問（佐藤壽三郎議員）：国会議員は憲法 51 条で免責特権が付与されています。（地方主権や地域主権時代に対応した議員活動を保障するためにも）地方議員が本会議や委員会での発言に免責規定を法文に明記する必要があると思います。講義のなかで最高裁の地方議員の発言に絡む名誉棄損事件の判決（H15. 2.17）は、地方議員の身分を保障した判決の紹介がありましたが、裁判は個別的事案の解決であり、最高裁の判決だから普く全国に効果を及ぼすと言われ

ても、現職の地方議員としては、法文に明記されることが望ましいと思います。如何ですか。

答弁：言われるとおりです。現実には中々法律改正が叶いませんが議論を要する課題です。

質問（佐藤壽三郎議員）：監査委員会は学識経験者と議会選出委員で構成されております。議会選出委員は、議会で予算の議決や予算の認証に携わっており、更に監査委員会で「地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する」ことについては、これは議員と監査委員として極めて重複（重畳）した行為であり、このことについては市民からも議会選出はおかしい指摘をうけています。昨今、住民監査請求が全国各地で申立てられております。私は議会選出の委員制度は議員の職責を考えると、以外の外部者（弁護士、公認会計士等）に変えるべきと常々思っておりますが如何か。

答弁：ご指摘のと通りの疑義が指摘されています。私もどうかです。今後も論議される課題です。

憲法の鼓動が聞こえる町

須坂をそんな町にしようではありませんか

ことぶき月報(No. 160) 2012年1月号掲載

三期目に入られた三木正夫市長が、憲法の基本的人権の尊重を高らかに擁護すると公約されました。歴代の市長で憲法の基本的人権の尊重を高らかに唱えた市長はいたでしょうか。このことは素晴らしいことであり私は高く評価を致します。

私は、一期目新米議員の時から基本的人権の尊重の重要性を一貫して唱えて参りました。憲法前文で全世界に日本の矜持を高らかに宣言し、憲法10条からはじまる基本的人権条項では、何れもいつの世も、個人が人間として尊重されるためには、先ず相手を人間として尊重せねばならない互惠の精神こそが、初めてそれを叶えると記してあります。あまりにも個人主義と利己主義の違いを我々は知りません。その意味でも、私は三木市長の掲げる「基本的人権の尊重」の擁護政策は諸手を挙げて之を支持し、この須坂市を憲法の鼓動が聞こえる町にしようではありませんか。

「子どもは須坂の宝」と常々発言している私の思いは、市長が掲げる「子どもは宝プロジェクト」に反映されます。須坂の子どもたちは、鴻鵠の志を抱いて郷里須坂を巣立ち大きく天空に羽ばたくその日のためにも、憲法を幼い時から頭で覚えるのではなく、肝（こころ）にしみ込むような憲法を精神の習得を心掛けて欲しいと思います。この習得こそが必ずや万里を羽ばたける、勇気のある須坂人としての人間育成につながるものと確信しています。

ところで、信濃毎日新聞は20日付朝刊に、「県内における平成の大合併・県内の世論調査」の特集記事を掲げました。私自身は当時「国のご都合による合併反対」を強引に唱え合併を阻止しました。政府が与える15年間のアメは瞬（まばた）きの歳月に過ぎないものであると改めて感じます。世論調査からも、住民自らが欲する合併ではない政府思惑の強制合併の結末が、如何に住民の暮らしにしわ寄せを及ぼし、人々の郷土愛をずたずたにし、先人が守ってきた誇り高き文化を失わせたかが特集記事から窺えました。須坂市や高山村の子孫、況や高井野の将来のために国に対して敢然と「拒否」と言えた勇気こそ、市議会議員に課せられた使命を果たせた思いです。

須坂市議会が抱える課題について

議会の慣わしを踏みにじった補正予算編成過程が露呈！

ことぶき月報(No. 153) 2011年6月号掲載

○なぜ問題視しないといけないのか！

須坂市議会は、定例会が招集される一週間前に議会運営委員会が開催され、その時に初めて上程される議案が議会運営委員会委員に示されるのが慣わしである。この議会運営委員会の協議が終えて、初めて議会運営委員を除く、全ての議員に1週間後に招集され、上程される議案の全てが公開されることとなる。

然しこのたび議会の一会派である輝創会が議会運営委員会の開催される凡そ1ヶ月前に市長と二回もの意見交換会を設け、補正予算案の内容に踏み込んで協議が為されていたことが窺える書類が露見した。

そこで岩田修二議会運営委員長、並びに佐藤壽三郎予算決算特別委員長ほか6名の議員が、この件について異議を申立て6月9日議会運営委員会が開かれた。

◎何故にこのことが許されないの理由としては・・・

- ・議員への議案送付前に懇談会が開かれたことは、前例にないこと。
- ・議会の過半数を占める会派に対する情報提供によって、最大会派は議会内の優位性を保証させる行為に等しいこと。
- ・最大会派を味方につけることによって、議会運営が市長の思い通りに進む行為は、二元代表制からしてあってはならないこと。
- ・このことは、地方自治の基本である二元代表制の否定につながり、なれない政治に陥る危険性を孕むこと。
- ・過半数会派に事前に情報提供することによって、事前審査行為が行われ、本会議や委員会での審査が形骸化してしまうこと。
- ・議会の私物化が数の力で容認され、やがては密室政治につながりかねない。
- ・裏取引がまかり通ることに陥りやすいこと。

等が一般論として書物に書かれているものを当てはめたものです。法治国家の議会は、先ず以って議会のルールとおりに運用されることが肝要。議会の先達が苦心して心血を注がれた「議会の慣例」はやはり重みがある。

活力のみなぎる須坂の復活の提唱について

(ことぶき月報(No.145) 2010年10月号)掲載

須坂市が明るく不安のない生活を提供するためには、市の財政基盤の安定こそが絶対条件です。須坂市の商・工・農・観を再興し雇用の場を広げ、須坂市が輝きを取り戻し、「須坂は食える(生活できる)まち」にすることが、須坂をまちとして堅持できる手立てです。そのためには中心市街地活性化策を提唱し続けます。

(1) 中心市街地活性化を図るために、

- 1) **広小路**については、主要地主に道路拡幅の必要性を説得し、内諾を得る下工作に尽力しました。広小路は粛々と拡幅工事が進捗しております。
- 2) **泉小路の道路整備**について、市が示した事業計画は以下のとおりです。
 - ① 通常の道路整備事業で執り行う。
 - ② 未確認の境界立会確認のご協力をお願いする。
 - ③ 県に事業認可の手続を進める。

- ④ 来年度（H24年度）から用地買収を図りたい。
- ⑤ 道路整備はR406（本町通り・元上町交番口）と金井原通り口の双方から着手したい。

【メモ】泉小路の道路整備事業は、市としてGOのサインが示されました。市議会議員として泉小路界限住民の皆さまにお約束したことが実現します。後は行政手続きが粛々と進められていく段階に至りました。これまでになるまで泉小路活性化の会副会長であられた(株)丸山酒店店主丸山眞氏がこの3月ご逝去されましたが、同会幹事の皆さんが小職の立案を信用し、指示通りに会の運用と住民活動動を積極的に図られた結果であります。上町に生を受けた小生は地元の皆さんへの万分の一の恩返しと思っております。

- (2) 須坂の活気を煽り中心市街地活性化を図る手立ては『お祭り』と考えております。須坂単体のお祭りでは全国から観光客を望めません。手始めに須坂、小布施、高山村を核として、更に千曲市、長野市、中野市、山ノ内町、飯山市、野沢温泉村と連携した「北信地域連携のお祭り」構想を推進します。

【市議会の役割とは何でしょうか】

市長と市議会議員は直接市民のみなさんから直接選挙によって選ばれた者であることから、議員内閣制を布く国とは異なって、首長主義（二元代表制）と言われています。

首長主義の下では、市長と議会との役割は明確に区分されております。相互の牽制作用と共に調和が調われ、このことが民主主義政治を堅持出来ると期待されるものと思えます。

議会が市長の執行権に介入し或いは干渉をする俗に言う「強い議会」の反面、市長の諮問機関化した俗に言う「弱い議会」と区分されますが、市長の独断専行や議会が審議を徒に引き延ばす等の駆け引きは排他されねばなりません。

然し市議会議員である私は、市長が法によって与えられている強大な執行権を思う時に、寧ろ若干市長より強い議会こそが、市民権益を守れると思っております。徒に市長の施策に対立構造をむき出しにするのではなく、「FOR SUZAKA」のために是々非々で臨む姿勢が大事であると思えます。

議会の役割は、議員が市長が上程した議案について、

須坂市議会議員佐藤壽三郎市議4期目前期の公的機関の役職】

1. 予算決算特別委員会委員長
2. 議会運営委員会委員
3. 福祉環境委員会環境常任委員会委員
4. 長野広域連合議会議員
5. 長野広域連合議会福祉環境委員会委員長
6. 須坂市都市計画審議会委員
7. 長野県後期高齢者医療広域連合議会議員（～H24.3）

平成 24 年（2012）4 月 30 日